

令和4年度 市川市都市農業振興対策協議会（詳細）

1. 開催日時：令和5年1月13日（金）午後1時30分～2時30分
2. 開催場所：市川市農業協同組合本店 4階 中会議室
3. 出席者：石井克己（市川市農業委員会会長）  
荒井一昭（市川市農業士等協会会長）  
角掛寛仁（市川市農業同組合経済部長）  
高橋一也（市川市農業同組合果樹部会副部会長）  
湯浅喜人（市川市農業同組合野菜部会部会長）  
河之邊宇平（市川市農業同組合花き部会長）  
湯浅久（市川市農業同組合直売組合長）  
小川泰弘（市川市農業協同組合 市川地区青年部長）  
板橋譲（市川市農業青少年クラブ会長）  
朝倉静江（市川市農業協同組合 市川地区女性部長）  
伊藤文雄（千葉県東葛飾農業事務所改良普及課長）  
藤城久保（市川市農業委員会事務局長）  
小塚真康（市川市経済部長）

（事務局）農業振興課：石井課長、星主幹、小澤主任、岩田主任主事、宮下主事、  
鈴木会計年度任用職員

4. 内容：(1)役員の互選について  
(2)令和4年度事業の報告について  
(3)令和5年度事業（案）について  
(4)第二次いちかわ都市農業振興プラン（案）について  
(5)その他

【午後1時30分開催】

○事務局

それでは、ただいまより令和4年度市川市都市農業振興対策協議会を開催いたします。

はじめに委員の皆様をご紹介させていただきます。

市川市農業委員会会長、石井克己様。

市川市農業士等協会会長、荒井一昭様。  
市川市農業協同組合経済部長、角掛寛仁様。  
市川市農業協同組合果樹部会副部長、高橋一也様。  
市川市農業協同組合野菜部会長、湯浅喜人様。  
市川市農業協同組合花き部会長 河之邊宇平様。  
市川市農業協同組合直売組合長、湯浅久様。  
市川市農業協同組合女性部長、朝倉静恵様。  
市川市農業協同組合青年部長、小川泰弘様。  
市川市農業青少年クラブ会長、板橋讓様。  
千葉県東葛飾農業事務所改良普及課長、伊藤文雄様。  
市川市農業委員会事務局長、藤城久保様。  
市川市経済部長、小塚眞康でございます。

なお、本日は13名の委員の方に出席いただいております。

本協議会設置要綱第7条第2項に定める定足数に達しておりますので本会議は成立しております。

また、本会議は、市川市審議会等の公開に関する指針により、公開が原則となりますが、本日の議題につきまして、非公開とする個人情報がございますので、公開といたします。

なお、会議録は一言一句正確なものではなく、意見を集約したもので、名前も記載させていただきます。

公開にあたりまして、各委員のご発言部分は事前にご確認いただいた上で、公開させていただきます。

なお、本日傍聴希望の方はいらっしゃいません。

## 「議題(1)役員の互選について」

### ○事務局

それでは、議題（１）役員の互選についてでございます。

会長及び副会長を選出させていただきたいとおもいます。

会長及び副会長は、本協議会設置要綱第5条第2項の規定により、互選となっております。

役員の互選につきまして、なにかご提案はございますでしょうか。

○湯浅委員  
事務局一任

○事務局

ありがとうございます。事務局一任というお声をいただきましたので、事務局の案といたしまして、会長には市川市農業委員会会長石井委員に副会長は市川市農業士等協会会長の荒井委員にお願いしたいと存じますがいかがでしょうか。

(一同拍手)

ありがとうございます。ご異議がないようでございますので、会長は市川市農業委員会会長の石井委員に、副会長は市川市農業士等協会会長の荒井委員に、それぞれ決定をいたしました。会長は議長席へご移動をお願いします。

(会長、議長席へ)

それでは、以後の議事進行につきましては「本協議会設置要綱」第7条第1により、会長が議長となりますので石井会長にお願いいたします。

○議長

それでは、大変僭越ではございますが、ただいまご指名をいただきました。

石井でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

この市川市都市農業振興対策協議会は、平成4年に農業関係機関、農業団体、青少年農業者や女性農業者を代表する者、そして行政により、農業振興上の課題について研究協議し、地域農業の経営改善と生産性の向上を目指した本市都市農業の方向づけを行うことを目的に設立された協議会でございます。

本日は皆様の忌憚のないご意見をいただき、各議題を協議してまいりたいと思います。皆様どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、早速、議題に入ります。

議題(2) 令和4年度事業の報告について事務局から説明をお願いいたします。

## 「議題(2)令和4年度事業の報告について」

○事務局

それでは事務局より、説明をさせていただきます。

議題(2)「令和4年度事業の報告について」説明させていただきます。お手元の資料1「令和4年度 各種補助事業 事業報告」をご覧ください。この事業は、効率的で安定的な農業経営の確立を目的として実施するものです。例年実施している主な補助事業として、(4)「減農薬栽培推進事業補助金」や、(8)「施設園芸支援事業補助金」などにつきましては、今年度も例年並みの支出となる見込みでございます。

なお、今年度を実施した事業につきましては、資料の2枚目(10)「被災農業者災害見舞金」において、昨年6月の降雹により被災した農業者へ、一律5万円を支給しております。

また、(11)「農業者肥料価格高騰対策支援金」は、肥料費の高騰による農業経営への影響を緩和するため、令和3年中にかかった肥料費の3割を、価格高騰分として、対象となる市内の農業者へ支給しております。

次に、(12)「多目的防災網設置事業」につきましては、昨年6月の降雹により、特産の市川の梨に大きな被害をもたらしたことを受けまして、今後の災害に強い果樹生産を支援するもので、令和4年度から令和6年度までの3年間において、県と協力し、多目的防災網の導入にかかる経費の6分の5を補助するもので、今年度は、17件の農業者への補助を予定しております。

次に、資料2「令和4年度 市川市農産物等普及協議会 事業報告」でございます。

この事業は、本市の高品質な農産物を広くPRし、消費の拡大と都市農業への市民の理解の醸成を図ることを目的として実施するものです。

始めに、(1)「直売所マップの制作」では、今年度新たな直売所マップを作成し、市内公共施設や各PRイベント等で配布しております。

(2)「市川とまとフェア」では、オリジナルエコバックを作成し、行徳駅前において、「市川とまと」とセットで販売しております。

(3)「市川のなしフェア」では、雹害にあった梨を販売いたしましたが、従来の駅前での販売に加え、市役所本庁舎などでも特別販売を行い、キズやへこみがあっても美味しさには問題のないことをPRいたしました。庁舎での特別販売は、各種メディアにも取り上げられるなど、大きな反響がございました。

(4)「市川産花の展示会」では、市内3か所でシクラメン、ユリ等の展示を実施し、花の直売所マップを配布して市川産の花のPRを行いました。

(5)「第10回市川市農水産まつり」では、農産物や加工品等の直売を実施するとともに

に、今年度は、和洋女子大学と市川市農業青少年クラブで協力して育てた里芋を使った芋煮の販売を実施するなど、各団体が連携して事業を実施いたしました。報告は以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

令和4年度事業報告について、事務局から説明が終わりました。ご意見のある方は、挙手をお願いします。

ございませんか。

なければ(2)令和4年度事業報告については以上とさせていただきます。

それでは、次の議題に進めさせていただきます。議題（3）令和5年度事業(案)について事務局から説明をお願いいたします。

### 「議題(3)令和5年度事業（案）について」

○事務局

議題（3）「令和5年度事業（案）について」ご説明いたします。

令和5年度における各種補助事業につきましては、特に、気象災害による被害を軽減し、安定的な農業経営を図ることは早急に対応すべき課題であることから、「多目的防災網」の設置支援を重点的に実施してまいります。

その他の補助事業につきましては、緊急性や重要性を勘案して事業を実施していく予定です。また、普及協議会によるPR事業につきましては、PRの意図を明確にして、生産者の利益に繋がるよう、効果的な方法を検討し、引き続き実施していく予定です。以上でございます。

○議長

ありがとうございました。(3)令和5年度事業（案）について事務局から説明が終わりました。ご意見のある方は挙手をお願いいたします。

ございませんか。

ご意見ないようですので、(3)令和5年度事業（案）については以上とさせていただきます。それでは次の議題にすすめさせていただきます。議題（4）第二次いちかわ都市農業振興プラン（案）について、事務局から説明をお願い致します。

## 「議題(4)第二次いちかわ都市農業振興プラン（案）について」

### ○事務局

議題（４）「第二次いちかわ都市農業振興プラン（案）について」ご説明いたします。

お手元の資料３「いちかわ都市農業振興プランの改定について」をご覧ください。

はじめに、「１．いちかわ都市農業振興プランとは」についてです。

このプランは、本市都市農業の安定的な継続と、多面的な機能の発揮を通して市民生活の向上に資することを目的としており、都市農業振興基本法において、策定が努力義務とされている地方計画です。

次に「２．改定理由」といたしまして、現行の計画は、令和５年３月をもって、計画期間が満了いたします。また、現行の計画策定後、国において、都市農地の位置づけが、「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」へと、より明確に転換されたことや、これに基づいた「生産緑地法の一部改正」等の法整備が進んだこと、さらには、昨年６月本市でも発生した降雹被害など自然災害等へのリスク対応の重要性、その他、農業を取り巻く環境の変化に対応し、本市の都市農業の振興に向けて今後の農業振興施策の推進を図るため、改定を行うものです。

次に「３．第二次いちかわ都市農業振興プラン(案)の概要」についてです。

(１)「計画期間」は、市川市第三次基本計画の計画期間に合わせ令和５年度から令和７年度までの３年間といたします。

(２)「計画の位置づけ」は、ご覧のとおりです。

(３)「体系図及び主な変更点」につきましては、具体的な内容のご説明の前に、現行計画における目標に対する達成状況について、ご説明します。

お手元の資料４「第二次いちかわ都市農業振興プラン（案）」の１０ページをお願いいたします。現行計画では、１０ページの【目標達成状況】の表に示した５つの事業を重点事業に位置付けて取り組んでまいりました。この検証結果についてご説明しますと、まず、(１)認定農業者等の育成・確保につきましては、第一次計画の目標値、７４名に対して令和２年度末の実績値は１３８名と、目標を大幅に上回り、その後、ほぼ現状維持の状況となっています。

農家の担い手不足や高齢化が進む中、引き続き中心的担い手の育成・確保が必要な状

況です。

次に、（２）農地の利用促進のうち、①「農用地利用集積面積」につきましては、高い目標値を掲げた令和２年度までの目標値は達成できませんでしたが、着実に面積は増加しています。②「農業振興地域内農用地区域」については、令和２年度も 142ha の優良な農地が維持されており、都市農業を振興するうえでは、引き続き都市農地の保全に取り組んでいく必要があります。

次に、（３）農業に関する P R 強化についてですが、本市が「梨の産地であることの認知度」は、56.1%から99.0%へと、大幅に向上いたしました。今後は、都市農業の有する多面的機能について市民理解の醸成を図っていく必要があります。

次に、（４）民設市民農園開設等への支援についてですが、「民設市民農園数」は、第一次計画の目標値、6園に対しまして、令和２年度の実績値は16園と、大幅に増加し、その後も増加傾向にあります。今後も、農業への理解の醸成に向けて、農業と触れ合う場や機会を確保するためには、支援を続けていく必要があります。

次に、（５）スマート農業の推進についてです。「スマート農業推進事業補助件数」につきましては、これまでのスマート農業補助対象機器は比較的高コストであること、また、本市の主要農産物である果樹についてはスマート農業実証実験段階にあることなどから、令和３年度の実績はありませんでした。しかしながら、本市においても農作業の省力化や効率化、人手不足の解消は急務であることから、本市の営農状況に適した情報の提供と支援が必要な状況となっています。

これらの検証結果も踏まえまして、今回の改定案を策定いたしました。

それでは、（３）「体系図及び主な変更点」について、ご説明いたします。

お手元の資料３ 別紙をご覧ください。資料の左側が現行計画、右側が改定案の体系図です。今回の改定案は、基本的には現行計画を踏襲しております。

まず、「基本目標」は、都市農業振興基本法の目的を踏まえて策定した現行計画の「活力と笑顔あふれる力強い「いちかわ」農業へ～魅力ある都市農業を目指して～」から、変更はございません。

次に、「基本方針」についてですが、基本目標の達成に向けて、3つの基本方針を掲げております。改正案の基本方針Ⅰは、「活力に満ちた農業の推進」で、現行計画から変更はありません。この基本方針Ⅰに関連する主な実施事業といたしまして、降雹被害など自然災害等による農業所得低下のリスクに対応するため、新たに「農業所得の安定対策の推進」を重点事業に位置付け、多目的防災網の設置支援や収入保険等への普及促進等に取り組むことといたします。

次に、基本方針Ⅱにつきまして、改定案では「都市農地の保全」といたしました。現行計画では、基本方針Ⅰの中の実施事業に、「農地の利用促進」を位置付けておりましたが、現行計画策定後に、国の基本計画において、都市農地の位置づけが「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」へと、より明確に転換されたことや、関連法令の整備等を踏まえ、改定案では、基本方針Ⅱとして「都市農地の保全」を掲げることといたしました。

次に、基本方針Ⅲは、「都市農業への理解の醸成」といたしました。これに関連する基本施策や実施事業につきましては、現行計画の基本方針Ⅱ「市民に親しまれる農業」を踏襲しつつ、都市農業の持続的発展には住民が都市農業の有する多面的機能について認識し、農業施策への理解を一層深めていただくことが重要であることから表現を変更したものです。

なお、現行計画の基本方針Ⅲに掲げた「環境に配慮した農業の推進」については、近年、SDGsや、みどりの食料システム法のなかでも重視されている項目であり、農業経営の中で重点的に取り組んでいく必要があることから、改定案では、基本方針Ⅰに関連する実施事業に統合し、新たに重点事業として位置付けております。

資料3 にお戻りください。

(4)「重点事業と目標指標」について、ご説明いたします。

目標値については、担い手不足、高齢化等の状況を踏まえながらも、都市農業の安定的な維持に向けて、現状の動向に政策的効果を加味して設定しています。

なお、重点事業の④「農業経営の安定化対策の推進」として、降雹被害など自然災害等による農業所得低下のリスクに対応するため、新たに「農業所得の安定化対策の推進」を重点事業に位置付けたことに伴い、目標指標として「果樹園における多目的防災網設置面積（設



置割合) 」を追加いたしました。

最後に、(5)「今後のスケジュール」でございますが、本日の「市川市都市農業振興対策協議会」における委員の皆様からのご意見と、今後実施予定の「パブリックコメント」によるご意見を踏まえ、令和5年3月に、「第二次いちかわ都市農業振興プラン」を策定する予定であります。説明は以上でございます。

○議長

ありがとうございます。議題(4) 第二次いちかわ都市農業振興プラン(案) について事務局から説明が終わりました。ご意見がある方は、挙手をお願いいたします。

(荒井委員 挙手)

荒井委員。

○荒井委員

農業所得安定対策ということで大変良いと思います。我々も安定した収入がないと生活していきませんので、付加価値をつけた梨の販売をやっていかないといけません。

今回の雹被害のことですが、共済に入っています。共済から被害に対するお金がでると聞いていますが、被害に対する申請書が送られてきていません。保険料だけが取られています。そこらへんをしっかりとほしいと思います。共済の推進をするのはいいですが、このような災害が起きたときに、すぐに対処していない実態があるので理解してほしいです。

○事務局

共済の保険料支払いの実態について確認いたします。

○議長

他にご意見ありますか。なければ(4) 第二次いちかわ都市農業振興プラン(案) については以上とさせていただきます。

## 「議題(5)その他について」

○議長

議題5 その他に何かございますでしょうか。

なにか報告でも結構です。

(朝倉委員 挙手)

朝倉委員。

○朝倉委員

枝豆などは保冷庫等がないと傷みます。それより保冷庫が必要なのですが、補助金のメニューにないとのことでした。どのようなものが補助の対象となるのでしょうか。

○事務局

いわゆる加工品、農産物を加工するための設備や機械を対象にしています。

○朝倉委員

ネギをむいたりする機械などは、対象となるのでしょうか。

○事務局

加工用機械とは別に生産管理機械という項目がございます。ネギむきの機械については対象になってまいります。ただし保冷庫については、現在のところ対象になっておりません。

○朝倉委員

認定農業者でないと補助は受けられないのでしょうか。

○事務局

市川市の補助金は、基本的には市内にお住いの農家の方であって、市内に農地がある方が対象になります。一部認定農業者の方を対象とするものもございます。

○石井会長

よろしいですか。ありがとうございました。

他になにかありますか。

(荒井委員 挙手)

荒井委員。

○荒井委員

この前運営委員会であった農薬散布のことですが、市川市は梨畑の近隣に家があり、なんとかご理解いただきながら営農活動しています。しかし、なかなか理解いただけない人もいます。住宅街だから仕方がないのかもしれませんが、新規で住宅を購入される方などには必ず住宅販売業者から説明する重要事項説明に農薬散布があることを必ず入れといてもらいたいのをお願いします。

また、市川市はなし赤星病条例があるので、びゃくしん類についても説明してほしいと思います。もう1つ耕作放棄地をなんとか綺麗にしてもらいたいです。所有者に伝えて、除草してもらうのは大変でしょうけど、耕作放棄地に囲まれた自分の農地があるので、しっかり対応してもらいたいです。きちんと除草などをやってない人へなにか対策はないのかなと思っています。近隣の耕作放棄地に除草剤かけたりしてはいけないという話も聞いているので、われわれ生産者に分かるように伝えていただければ助かります。よろしくお願い致します。

○議長

耕作放棄地については、農業委員会で年1回の耕作放棄地の調査を行っていますが、後継者不足などが重なって、耕作放棄地はなかなか減らない状態であります。

耕作放棄地を調べた結果、あまりひどい土地については、農業委員会から文書を通達して、今後農地をどうするか確認を行っています。しかし、強制力がないものですから、耕作放棄地の解消は困難な状態ではありますが、だいぶ減ってはきてはいます。耕作放棄地は、耕作はしないまでも、雑草は刈ってはもらうような方向で今、動いています。

○荒井委員

市川市の農地が減っている中で、自分の農地の周りは農地が減っていません。

自分の周りの農地は10年以上も手をつけていない農地で、葛が生えてきています。自分の農地の防鳥網を片付けるにも葛が舞い上がって、どうにもならなくなっています。耕作放棄地は雑種地として税金かけるなど、そういうことをやると違反になるのでしょうか。その辺はよく分かりませんが、雑種地の税金かければずいぶん違うと思います。

○藤城委員

おっしゃられることは十分分かります。

農業委員会事務局といたしましては、耕作放棄地は問題ととらえております。パトロールを密に実施して、先ほどお話があったように、文書にて通達していますが、今度に対応を密に取り、途切れないように続けていきたいと思っております。

○荒井委員

今年、何もやらなかったらどうするのでしょうか。

文書を通達しても何もやってくれなかった時は、黙って見ているしかないということでしょうか。

○藤城委員

強制力がない状況ではありますが、連絡をしっかり取って、相手の方に対応するように指導などを進めてまいります。

○荒井委員

多目的防災網を設置して、つるが絡むとどうにもならなくなってしまうので、今年はず耕作放棄地の所有者に連絡して、とにかく重点的にきれいにしてもらいたいです。

自分の農地の周辺は冷蔵庫が置かれていたり、酷いのでお願いします。

(朝倉委員挙手)

○議長

朝倉委員。

○朝倉委員

多目的防災網とはどのようなものですか。

○事務局

多目的防災網は自然災害の被害を軽減させるというのが目的です。

通常の防鳥網に比べて、多目的防災網は目が細かくなっています。昨年の6月の雹が降った時には、防鳥網ですと目が粗いので網をすり抜けて、雹が梨に当たってしまいましたが、多目的防災網は目が細かいので、雹が梨に当たらないということになります。また、台風の風なども、軽減させ

る効果がございます。これまでも、多目的防災網設置の補助がございましたけれども、昨年の電の被害が大きかったことを受けまして、千葉県と協力いたしまして、今年度から令和6年度までの3年間、補助率を上げて設置を支援しようということになっています。

○議長

他に何かご意見、ご質問ございますか。

(湯浅委員挙手)

湯浅委員。

○湯浅委員

野菜の農薬の事ですが、野菜部会で市川の野菜のブランド化をして、色々なところに卸すようになりました。そうすると、各方面から生産履歴、農薬散布記録簿を求められることが増えたのですが、フォーマットが全くどこにもなく、またその都度求められるものが違ったり、アプリケーションでおとしこんで、送信したいと言っても、それは対応していないので、紙でして提出して下さい。と言われていたりして、二重三重手間がかかったりするので、市とかJ Aとかのお墨付きのフォーマットがあるとやりやすいなと思います。

あと、スイスチャードというほうれん草の仲間の野菜を生産している仲間が「ほうれん草」でかけられる農薬をかけて出荷しようとしたら、その農薬はスイスチャードには使用できなかったということがありました。それは市場には流通しなかったが、それを全部分かってないと、これほうれん草の仲間だから農薬かけていいということで流通してしまい、出荷先で違法農薬として出てしまうと、ものすごくマイナスイメージになってしまうので、既存のフォーマットである程度どこにでも通用するフォーマットがあるとやりやすいと思います。

また、スマート農業の時代という時に、出来れば紙媒体とかF A Xではなくて、アプリケーションにおとし込んで送信できる体制というものに移行してもらえると自分としてはやり易いと思うので、お願いしていきたいと思います。

○事務局

効率的な都市農業の経営について、必要な対策だと思っておりますので、検討させていただきたいと思っております。生産者の方、J Aの皆さんを含めて考えさせていただきたいと思っております。

○角掛委員

散布記録の話なのですが、農協でもD X化に取り組んでいるところでありまして、散布記録アプリケーションを導入したいという話は、今考えているところはございます。

すぐに、アプリケーションが使えるようになってくるとはならず、ちょっと時間がかかってくるのですが、これからの方向的に言うとD X化のなかで散布記録をデジタルにしたいということ、進めていきたいという考えがございまして、形になってきましたら、各部会の方にご案内できると思います。

○議長

ほかにはございますか。

なければ、議題は終了とさせていただきます。

これをもちまして、令和4年度市川市都市農業振興対策協議会を閉会いたします。